

やさしい裁判・法律の話

西神中央法律事務所

弁護士 関 通 孝

遺言書について その3

3, 自筆証書遺言保管制度について

令和2年7月10日から、自筆証書遺言とその画像データを法務局で保管する

「自筆証書遺言保管制度」がスタートしました。

この制度は、全国312か所の法務局で利用することができます。

この制度の長所は以下の通りです。

(1) 適切な保管によって紛失や盗難、偽造や改ざんを防げる

法務局で、遺言書の原本と、その画像が保管されるため、紛失や盗難の恐れ

がなく、また、偽造や改ざんの恐れもなくなります

そのため、遺言者の生前の意思が守られます。

(2) 無効な遺言書になりにくい

民法の定める自筆証書遺言書の形式に適合するかどうか法務局職員が確認するため、外形的チェックが受けられます。

但し、遺言書の有効性を保証までするものではありません。

(3) 相続人に発見してもらいやすくなる

遺言者が亡くなったときに、あらかじめ指定された方へ遺言書が法務局に保管されていることを通知してもらえます。

この通知は、遺言者があらかじめ希望した場合に限り実施されるもので、法務局の職員が遺言者の死亡の事実を確認したときに実施されます。

(4) 検認手続きが不要になる

遺言者が亡くなった後、遺言書(公正証書遺言は除く)を開封するには、家庭裁判所に提出して検認を受ける必要があります。

しかしながら、自筆証書遺言書保管制度を利用すれば、検認手続きが不要となり、

相続人等が速やかに遺言書の内容を執行できます。

